

第1予算審査特別委員会（第2日目）

H24.3.16（金）10：00～

第一委員会室

開 会 10：01

委員長

おはようございます。
ただいまから第1予算審査特別委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長

ただいまの出席委員数は9名であります。
これより本日の会議を開きます。
昨日も申し上げましたが、質疑は簡便に行っていただきます。何度も申し上げておりますが、要点を明確にして、簡潔に質疑をしていただき、適切なご説明、ご答弁をいただきますよう改めてお願い申し上げます。

民生費

委員長

それでは、民生費の説明を求めます。保健福祉部長。

橘部長

（民生費について説明する。）

委員長

説明が終わりました。
これより関連議案第13号、第16号、第17号、第29号、第33号及び第34号を含めて一括質疑に入ります。
質疑に入る前に、清水委員に申し上げておきます。昨日も通告質問という表現を使って文書を配付されました。開会後に私の手元にきております。開会前には私の手元に届いていないと、しかるべき措置がとれないものですから、早目の提出をお願い申し上げます。それと携帯電話については、マナーモードにきちっとしていただくという常識をわきまえてください。

木 下

それでは、質疑に入ります。
私のほうからは、資料要求が1件と質問が4件ほどありますので、お願いいたします。
まず、資料要求ですけれども、79ページ、老人ホーム「緑寿園」の運営管理に要する経費、養護老人ホームの管理代行負担金、軽費老人ホーム管理代行負担金、この中で人件費、需用費、事務費の割合がどのぐらいウエートを占めているのかを知りたいために収支計画書がありましたら、資料要求したいと思います。

委員長

ただいま木下委員から資料要求がありました。各老人ホームの収支計画の提出ということですが、担当所管にお伺いいたします。
この資料について提出できるということでしょうか。

橘部長

はい、用意できます。

委員長

それでは、所管が用意できるということですが、資料はいつ。

橘部長

資料については、きょうじゅうに提出させていただきます。

委員長

委員会終了時までということでしょうか。

橘部長

はい、わかりました。

委員長

それでは、委員会終了時までにはお手元にお配りできるということですので、その資料要求について委員の皆さんにお諮りいたします。
ただいまの資料要求をするということでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長

では、そういたします。

木 下

それでは、質疑に入ってください。

それに関連しまして、養護老人ホームに現在何人入所しているのか、またその入所している中で滝川市民が何名いるのか、その入所している方の所得階層を伺いたいと思います。

そのほかに、23年度中の入所者数と退所者数もあわせて伺います。

次に、81ページ、病後児保育に要する経費369万2,000円の内訳。特に病後児保育に要する経費の中で、開設時間を7時30分から18時に延長するということと、それから中央保育所、二の坂保育所を保育時間を7時から拡大し、19時まで延長保育を実施することへの人的にふえる保育士、それを臨時職員で賄うのか、それともまたはフレックスタイムで対応するのか、保育士の労働強化にはならないのかを伺います。

それと、75ページ、前後しましたけれども、障害者自立支援法改正が障害者就業支援施設に与える影響、この新生園と更生園のことなのですが、経費が厳しくなると思いますが、その法律改正によって与える影響はいかななものかということをお聞きいたします。

以上でございます。

委 員 長
国嶋課長

答弁をお願いします。

福祉課長しております国嶋です。

障害者自立支援法の改正による新生園、更生園の影響ですが、まず自立支援法による報酬単価、これが更生園におきましては、若干の増、新生園におきましては、大きく減少となります。これは法改正によりまして、従来の通所型の報酬単価と変わります。多くの施設におきましては、通所される方に複数のサービスを組み合わせて報酬単価の積み上げを行うのですが、新生園、更生園につきましては、現状の通所者の方の状態から、そういった加算がとれるものが少ないということで、新生園については報酬が減となります。それ以外につきましては、現状変更はないと考えております。

以上です。

樋郡課長

子育て応援課、樋郡です。

81ページの病後児保育に要する経費でございますが、その内訳は職員に要する共済費34万4,000円、それから賃金295万9,000円、それから消耗品費12万4,000円、燃料費3万3,000円、光熱水費12万8,000円、通信運搬費で4万8,000円、委託料の5万6,000円となっております。

それから、延長保育に伴う保育士の労働強化にならないかということでございますが、これについては臨時職員で対応する部分と、それから職員についてはシフト制を組んでおりますので、その辺は現場ともきちんと調整をしながら進めていきますので、労働強化にはつながるとは思っておりません。

それと、保育士の関係なのですが、嘱託職員を4名上げてございますので、職員の体制も強化されることとなりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

橋本主査

介護福祉課主査、橋本です。

緑寿園の養護老人ホームの入所者の数についてお答えしたいと思います。3月1日現在で35名となっております。その中、滝川市で措置されている方は24名となります。

退所と入所の件に関してですが、23年中退所された方が6名、新規入所された

方が9名となっております。

所得の階層ということでご質問いただきましたが、1階層といいまして、収入が27万円以下で利用料がかからない方が9名ほどいらっしゃいます。50万円以下の方が10名いらっしゃいます。100万円以下の方が11名、100万円以上の方が5名という形で、いずれも3月1日現在の階層順となっております。以上でございます。

委員長

答弁が終わりました。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

清水

通告がおくれましたが、先ほどの委員長のご指摘、ありがとうございます。

それでは、始めたいと思います。

まず、73ページ、説明欄でやっていきたいと思いますが、民生委員の活動に要する経費で、まず高齢化が来年度も引き続き課題ということで、25年改選となりますが、その時点で75歳を超える予定の方が何人ぐらいいらっしゃるのか。

2点目は、民生委員の方から、孤独死が今年度3件ほどあったのだけれども、全然情報が伝わってこない。個人情報ですので、伝えなければならないというふうに私は聞いているわけではないのですが、こういった孤独死、孤立死、困窮死の情報というのは、一体市のどの範囲で共有され、分析、改善対策を立てているのかと。これは市にとどまらず、関係機関との範囲ということでもあれば、それについても伺います。

3点目は、民生委員は異変を知ったら、措置を要すると認められる者を発見したときは、福祉事務所に通告しなければならないとされているわけですが、来年度1年間これまでの実績も踏まえ、何件程度の報告を想定しているかということをお伺いします。

4点目は、これも民生委員の方からお聞きをしているのですが、報酬から天引きされていると。新年会費3,000円、赤い羽根募金1,000円、旅行費1万円。新年会については参加の有無にかかわらず天引きされたままだということです。赤い羽根募金は、もともと民生委員の方はボランティア精神にあふれる方ばかりなので、天引きというのはちょっと心外だというふうに、もともと自由にもうやっているのだと、集めているのだということですから。あるいは旅行費についても、結果行かなかった場合は返ってくるのだけれども、そもそも的に旅行に行く気もないのに天引きをされるというのは、これも心外だと。せめて希望をとって天引きするとか、いろいろと不満が出ているようですが、天引きをしているのは市が天引きしているわけですから、幾ら民生委員、児童委員会からの要請とはいっても、こういうある民生委員の耳に声を傾けるお考えについてお伺いいたします。

5点目は、3点目に関連するのですが、民生委員からはどんどん情報を、困っている方がいる、安否のわからない方がいるということで報告は行くのだが、市からの情報が非常に少ないと。全世帯の生年月日付きの表は渡されるけれども、特にこれもたくさんの委員が指摘をしています、全国的な問題なのだけれども、障がい者の方の情報を流すのは、嫌がる方がいると。これは言っているのです。それ言ったら、生年月日だって同じなのだよ。母子世帯だってすぐわかるわけだから、世帯構成を見れば。母子世帯が嫌がるからといったら、母子世帯だけそういう一覧から外すのかといったら、そうにもならないでしょうから、やはり個人情報なのだけれども、渡している個人情報と渡さない個人

情報、ここはやっぱり整理が求められていると。新年度のお考えを伺います。次に、地域活動支援センターや地域共同作業所、またたくさんの障害団体から要望されて新年度予算策定されているわけですが、新年度これにこたえて実施される主な事業、また新年度に今後の具体化のために計画を進める予定のものについて伺います。

7点目、木下委員からも自立支援法改正について何点かご質問がありましたが、主な改正の予算にあらわれている内容について伺います。

8点目は、放課後デイサービスの制度化、児童デイサービスについてですが、必要なら20歳に達するまで利用できるという特例が設けられていますが、これについて具体的にどのような対応されるのか。

9点目、保育所などに通う障がい児に対する保育所等訪問支援の具体化について。

10点目は、これらいろんな障がい者施策をやっているのですが、実はきのうの総務費で、臨時職員の障がい者枠を市が3人増員計画したのだけれども、登録がなかったので採用に至らなかったと。私これ聞いて、びっくりしたのです。ちょっと言葉は過ぎるかもしれませんが、一体、就労継続支援施設である更生園や新生園の経営をしている社会福祉事業団は何をしているのだと。社会で就労するために就労支援を受けながら利用されているわけですよね。その方々が、すぐにでも採用されるようなそういう枠が目と鼻の先にありながら、そういうことも全く恐らく把握していないのだと思うし、考えてもいないのだらうと思うのです。ちょっと言葉が過ぎるかもしれませんが、私はそう言わざるを得ないのです。

そういう点で、それについてどうなのかということと、議案第34号でこの2つの施設に対し、指定管理の議案が出ておりますが、果たしてこういう事業団がふさわしいのかと、私は甚だ疑問に思うのです。これについてのお考えを伺いたいと思います。

11点目なのですが、障がい者の範囲が見直されて拡大をされると。例えば自閉症や発達障害等ですが、これらへの対応について伺います。

12点目は、養護老人ホーム管理代行負担金、79ページ、老人ホーム緑寿園の運営管理、ここでお伺いをしたいのですが、人件費の総額、人員体制、正規、嘱託、臨時等の人数を何人で積算され、人件費単価は幾らで積算をされているか。これは非公募ですから競争性ございませんので、昨日の競争性があるので単価は申し上げられないと言ったことにははまらないと思うので、お答えをいただきたい。

次、保育所運営管理です。81ページ。ここでは3つの指定管理施設の総経費は約2億7,000万円なのです。これに対して2つの直営保育園及びその分園、これのトータルの運営費は幾らになるのかということでお伺いします。

14点目は、直営と指定管理での施設で働く保育士さんの正規、非正規の比率がそれぞれどの程度になっているのか、伺います。

15点目は、放課後児童クラブ、83ページで、ここでも人員体制と人件費の単価について伺います。

16点目は、同じく放課後子どもクラブの人員体制と人件費単価。

次は、生活保護行政、85ページなのですが、申請意思の把握、判断というのが、生命を分けるということが全国各地で起きています。委員会での答弁で、就労

については実態として就労できないような状況がある方については、配慮するなどの前向きというか、実態に合うご答弁もされておりますが、申請意思について、申請意思があるから普通は生活保護の窓口に行かれるわけで、就労支援についてはそういう答弁ございましたが、例えば生活保護を受けたいという一言が出れば、もう申請意思があるのだというふうに扱うべきだというふうに思うのですが、24年度の実施方針について伺います。

18点目、ケースワーカー1人当たりの担当世帯数と1カ月の訪問件数。

19点目は、ケース会議に参加するメンバー、しっかり福祉事務所長まで含めて、全体で生活保護の検討をしているのかという観点でお伺いします。

また、従前から問題になっている健診命令については、今年度の実績はどうだったのかということも伺いつつ、発動の予定について伺います。

86ページ、その他諸費の支援内容。東日本大震災での宮古市への支援内容なのですが、100万円というのはどういう根拠で決められた100万円なのかということをお伺いします。

それで、通告をし忘れている部分がございますので、戻りますが、77ページ中段の老人福祉センターの運営管理に要する経費で、実は職員の方が週3日の契約なのだけでも、何かもうほとんど毎日来ざるを得ない状況になっていると。サービス残業が非常に常態化していると、サービス出勤ですね。結局この金額そのものがまずは妥当ではないのではないかと。639万円ではなくて、週3日ではなくて4日出る必要があるのであれば、それをふやす必要があるというように思うのですが、それについてのお考えをお伺いしたいと思います。

あとその同じページで、福祉除雪委託料のその下の4、生きがいと健康づくり推進費944万8,000円については、資料請求した中で社会資本整備計画の中に載っておりますが、どうも23年度か22年度で打ち切られたということですので、財源がどのように変化して来年度はどのような財源になるのか、伺います。

以上です。

委員長

以上、22件にわたる質疑でした。

清水委員にお願いしておきます。先ほど社会福祉法人に関連していろいろ意見を述べられましたけれども、意見については討論のときにしていただきたいということをお願いしておきます。

それでは、答弁をお願いします。

国嶋課長

まず1点目、民生委員さんが25年、次回に改選時75歳を超える方はどのぐらいかということですが、現時点では約10名ほどの方が75歳を超えられると見ております。途中での退任もございますし、現在は75歳を超える方でもご本人の意思、体力等があれば再任は妨げない扱いになっておりますので、その時点ではご本人に意思確認も含めて改選に備えていきたいと考えております。

次に、民生委員さんの中で孤独死、孤立死等についてですが、こちら我々のほうで、例えば生活保護を受給していらっしゃる、もしくは身元が不明、親族の方に連絡がつかない場合には、警察のほうから福祉事務所のほうに確認、問い合わせがございます。ただ、ご家族の方がいるような場合、すぐ警察のほうで把握できるような場合については、市の福祉事務所のほうに連絡がない場合もございます。もし、情報がある範囲であれば、生活保護だけでなく、障害、介護福祉課等で情報の共有には努めているところであります。

また、ご質問の内容が孤独死、孤立死、困窮死と非常の範囲が広い話になりま

すが、例えばご家族とお暮らしの場合でもご家族がいないときにご自宅で急な病気で倒れた場合には、それを孤独死とするという範囲もございますが、ただ、何日もたって発見されたというような場合については、その原因、福祉サービスを利用していたのであれば、それからなぜ情報がこちらに伝わらなかったのか等の分析は行っております。

次に、民生委員さんからの報酬からの天引きということですが、まず市が天引きをしているのではございません。あくまでも福祉事務所の福祉課庶務担当で事務局を仰せつかっておりますので、その中で団体の活動として、総会、役員会等で決定した事項についての運用を庶務担当で行っているだけであります。ですから、お話にありました新年会の会費、赤い羽根募金、これは募金ではなくて、歌謡大会の会券費でございますが、また旅行費等についても役員会、総会等で決定された事項を、それぞれ各地区の協議会でも諮っていただいて、そこらご協力をいただいて、我々のほうで報償費の中から事務局としての対応はさせていただきます。ただ、民生委員さんからそういうご意見があるということであれば、また民生委員の団体さんのほうで協議して、今後の扱いは検討することになるかとは思います。

次に、市からの情報は生年月日だけということでございましたが、確かに現在市のほうからは、市民課の協力を得て民生委員が特別職の公務員だということで、守秘義務があるということで世帯住民票の異動リストについては提供いただいております。ただ、その管理についても異動リストをいただいた後に、自身の住民台帳に転記、加除修正をした上で返却をいただいております。それについても厳密な扱いをしております。

障がい者の情報については、民生委員さんの中でも要望がある方がいたり、また役員会等でも協議をしております。単純に市が出す出さないの問題ではなく、民生委員さんの活動としてそれが活用し得るのかも含めて、民生委員さんの中では協議していただいた中での現在の対応であります。単純に障がい者の方の身障手帳等の情報約3,000人分を、民生委員さんに渡せばそれで済むものではないとは考えております。

次に、地域活動支援センター等の障害者団体からの要望事項ということですが、新年度につきまして予算の計上につきましては、地域活動支援センターの活動ということで、相談の委託料が増額になっております。これにつきましては、23年度までは道の補助事業を活用して実施していた分が、道の補助金が廃止されるということで、こちらの活動支援センターのほうに振り分けられた分が増額になっております。対象団体といたしましては、砂川のぼろになります。また、新年度計画を進める予定のものということですが、現在未定ではあります。滝川市内に地域活動支援センターを開設したいという相談がありますので、それについてはお話を伺う中で協議を進めているところであります。

次に、障害者自立支援法改正、4月以降に改正される主な内容ですが、従前段階的に改正を行ってきておりますが、4月以降についてはまず相談支援の充実ということが求められております。相談支援事業所の中でも基幹相談支援、それをまとめ、調整する相談支援センターが必須事業となっておりますので、この基幹分について新年度予算に計上させていただいております。ただ、昨年来に基幹が必須になるということは決定しておりましたが、具体的な中身等の通知等非常におくれておりまして、委託を予定している相談支援事業所等の話し

合いについては、ちょっとおくらしている状況であります。今年度については、10月以降は虐待防止センターの設立等いろいろな段階的な設置はございます。次に、児童デイサービスと保育所放課後訪問予定につきましては、飛ばさせていただきます。

障がい者の市の雇用枠登録がないというお話でしたが、滝川市の庁舎の中で障がい者の方の就労支援チームというのをつくっております。私も障害担当、総務課の人事担当、それと経済部の雇用担当、この枠というのは、私どものほうで障がい者の雇用を進めたいということで新年度予算、臨時職員としての枠何人分確保していただきたいということでお願いはしております。総務課の答弁についてちょっと聞いておりませんので、ニュアンスはわかりませんが、我々のほうで障がい者の方と一口にいっても、知的の方、身体の方、いろんな方いらっしゃいますので、その方がやれ得る仕事を庁舎内含めて検討しております。その場合について、ハローワークを通して求人をして、募集、面接というふうに進めております。障がい者の枠ということで市に登録をいただいて、そちらを振り分けるという形には、残念ながらそこまで庁舎内に与えられる業務がちょっと見当たらない状況でございます。新年度については、現在雇用している方についても、庁舎内ではなく市立病院等での雇用ができないかというところで、今協議をしているところであります。ですから、先ほどの新生園、更生園、ふさわしいかどうか意見ということでしたが、これらの応募については必ずしも新生園、更生園に限定したものではありません。知的の方、身体の方ということで、この仕事ということで決まった場合については、新生園、更生園含めてほかの社会福祉法人等にも連絡をして、この業務について応募される方いたらご推薦いただきたいと、後ろの肩を押していただきたいということで面接等実施するようにしております。

生活保護についてですが、申請意思の確認、受けたいという意思表示があった方には申請書を渡すのかということについては、100%そうなるように努めております。ただ、その中で単純に渡せば済むというものではございませんので、ほかに使える道、もし申請があっても単純に却下となる可能性のケースもございますので、十分な説明をした中で意思の確認をして進めていきたいと思っております。

ケースワーカーの1人当たりの担当ケースにつきましては、現在国が示しております標準数80件、そのまま今ちょうど80件ぐらいでございます。生活保護のケース診断会議のメンバーにつきましては、福祉事務所長である保健福祉部部長、私、福祉課長、生活保護担当査察指導員、主査、ケースワーカー全員でケース診断会議を行っております。

健診命令につきましては、昨年の実績はございません。健診命令も予定といたしますか、予定を立てるものではありませんので、そのケース・バイ・ケースでご本人が就労の可否を決定したいけれども、通院をしていない、もしくは通院している医療扶助の内容について疑義があるというような場合については、ケース診断会議で検討の上健診命令を発することになります。

以上です。

委員長

国嶋さん、今最後のところなのですが、その前のケースワーカーの1人当たりの担当の関係は80件というのはわかったのですが、訪問件数もあわせて答弁していただきたいのですが。

薦田主査

福祉課生活保護担当主査、薦田です。

平均なのですが、多少ばらつきもございますが、約20件程度でございます。
以上です。

須藤主査

介護福祉課高齢者福祉担当主査、須藤です。

清水委員からのご質問にお答えをいたします。

まず、養護老人ホーム管理代行負担金でありますけれども、管理代行負担金の中身といたしましては、滝川市及び他市町村、措置を実施している実施機関からの措置費用が中身となっております。この措置費用につきましては、老人福祉法で指針が定められており、1カ月当たり、1人当たりの金額が既に定まっていると。その金額を管理代行負担金として緑寿園のほうに支払っているということです。平成24年度の予算といたしましては、延べ人数で480名を見込んでおります。最後の人件費積算単価とありますけれども、既に指針で決まっておりますので、単価が幾らだとか、この事務費の中には地域、そして施設の転院等に応じて事務費が月当たり設定されております。そのほかに生活費ということで定められておりますので、人件費が幾らという単価の設定はございません。なお、次、人員体制につきましては、現在、緑寿園養護老人ホームにつきましては13名で運営をしております。正規職員7名、嘱託職員2名、臨時職員4名という内訳となっております。なお、先ほど木下委員のほうから資料請求がありましたけれども、緑寿園、養護老人ホームにおける人件費の総額につきましては、3,171万円となっております。

続きまして、中央老人福祉センターの運営管理の関係でありますけれども、まず現在、中央老人福祉センターにつきましては、勤務体制ですけれども、事務局長が1人、これは滝川市老人クラブ連合会の事務局長と、そして事務職員、清掃作業員、そして市が嘱託で雇用しておりますけれども、老人健康相談員ということで看護師を1人配置しております。そのほか、人員的には連合会のほうがボイラー作業員を委託しております。ご質問にありました週3日の契約だけれども、毎日来なければならない状況ということで、市のほうでは代行負担金を設定するに当たり、それぞれの勤務日数等、例えば市役所の臨時職員の単価ですとか、そういうものを加味しながら設定しております。清水委員からのお話のあった出なければいけない状況という部分につきましては、中央老人福祉センターの施設管理のほかに、滝川市老人クラブ連合会としての業務もあるのではないかと考えております。介護福祉課の中央老人福祉センターの運営管理ということであれば、現状の設計単価で実施をしていただくという必要があることから見直すという考えはございません。

以上です。

樋郡課長

それでは、私のほうから、まず児童デイサービスの関係でございますが、これにつきましては児童福祉法の第21条の10で18歳に達した後でも必要な場合には満20歳まで支給することができるというふうになっておりますので、このようなケースが出てきた場合には、対応していくことで考えております。

それから、保育所等の訪問指導と自閉症、発達障害の方への対応ということでございますが、これにつきましても、現在やっていることですので、これについても引き続き支援をしていくことで進めておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

深村副主幹

介護福祉課高齢者福祉担当の深村です。

私のほうからは、福祉除雪の委託料、その財源の変化と今後の見込みということでご説明させていただきます。

委員ご指摘のとおり、平成21年度と22年度の2カ年間につきましては、社会福祉資本整備総合交付金の該当となっております。当該事業費から利用料を差し引いた額の約8割が交付金の対象となっております。交付金制度の圧縮、見直し等によりまして、23年度につきましては、あいにくこの交付金制度のメニューにのることができず、現在におきましては単独事業ということで実施をしておりますことをご報告させていただきます。

以上です。

庄野主査

子育て応援課主査、庄野です。

質問13番目、直営保育所の運営費であります。まず管理費、消耗品ですとか光熱水費、賄い材料費含めた額が3,900万円、保育所の人件費、正職員、嘱託職員、臨時職員含めた額が1億6,000万円、合わせて直営保育所の運営費は1億9,900万円ほどになります。

続きまして、14番目の直営保育所と指定管理保育所の正職員比率であります。直営保育所につきましては、正職員比率が55%、また嘱託職員を含めると60%になります。指定管理保育所につきましては、正職員比率は30%、嘱託職員を含めると約50%になります。

以上でございます。

前田副主幹

子育て応援課、前田でございます。

放課後児童クラブ6カ所の人員体制と人件費の単価ということでございますが、放課後児童クラブを実施しております箇所、花月地区児童センターにおきましては、嘱託職員1名と臨時職員が2名でございます。そのほか、西地区、中地区、北地区、東地区に関しましては、嘱託職員1名プラス臨時職員1名でございます。そして、江部乙地区児童館に関しましては、嘱託が1名ということでございます。

なお、児童館に要する経費のほうで臨時職員に関する賃金を持っておりまして、こちらのほうで配置をしております臨時職員等含めまして、運用に当たりましては効率的な運営に努めているというところでございます。

そして、単価ということでございますが、これは臨時職員は時給でございます。金額は740円ということになってございます。

そして次ですけれども、放課後子ども教室ということでよろしかったでしょうか。

清 水

そうですね。

前田副主幹

はい。人員体制につきましては、各館共通でございまして、嘱託職員1名プラス臨時職員1名、基本的に2名で運営をしているところでございます。

人件費単価につきましては、先ほどの学童クラブと同様でございまして、時給は740円ということで設定をさせていただいております。

以上です。

工藤室長

防災危機対策室、工藤です。

被災地の支援の内容でございますけれども、昨年に引き続き宮古市及び八幡平市の特産品の販売及び食品の提供等、職員の旅費等6名分を含めまして49万6,000円、合わせまして、同じく昨年大変好評でありました宮古市の小中学校の

給食の食材といたしまして、新米、タマネギ等の提供ということで、2回分、50万4,000円を計上しております。

以上です。

委員 長
清 水

答弁終わりました。

2、3、5あたりにかかわるのですが、民生委員から例えばこういう方がいたということで情報を伝えた場合、福祉事務所が対応される、包括支援センターが対応されると。当然その内容は民生委員にお伝えをする。これは当然の話だと思ふのですけれども、その民生委員さんが担当している地区で、同じそういうことがあったと。しかし、民生委員は全然教えられない。だから、知らない。こういう中で、民生委員の方がやる気をなくすという話を聞いたことがあるのです。極端な事例では、自分の担当しているところで孤独死があつて半年間、半年後に発見された。それがわかつて、地域の人がいろんなうわさをしていゐる中で、その民生委員さんには何も伝えられない。こういう中でやる気をなくす、自信をなくすという、そういう要するに情報の双方向性というのですか、これが非常に問題だということについて24年度改善をすべきだというふうに思ふのですが、お考えを伺います。

次は10点目、今のご答弁では、総務費の答弁では障がい者の方がやる業務がないなんていうことは一言も答弁していないのです。総務費の中ではまず登録だと。まず登録なのです。ハローワークに募集していれば、それはいろんな方が応募するでしょう。しかし、障がい者枠については、障がい者とするなんていう募集はまずかけませんから、それは法律違反だからね。いや、違反かどうかかわからないけれども。市の登録がなかったのと明確に答弁されていますので、やはり登録をしなければ市については就職に結びつかないのだということについて、社会福祉事業団、指定管理者先がそういう仕組みを把握していないのではないかと言わざるを得ないのです。その点についてもう一度お伺いをしたいと思います。

とにかく更生園、新生園に10年とか20年とかいるということは、ずっと議会の中で問題になっているのです。ちゃんと就労支援、就労に結びついているのかと、最大のポイントなのです。あそこで支援された方が就職に結びつく。そこにきちっと気を使った活動がされていなければ、指定管理代行をしてもらう資格がないというふうにと言える可能性もありますので、お伺いしたいと思います。

その次は、中央老人福祉センター、老人クラブ連合会の業務をしているから4日、5日が出るのではないかと。それは、推定です。この事務局長の方が善意でやっているというよりは、老人クラブ連合会からなにがしかの人件費をいただいているのならともかく、とにかく指定管理代行をしているのは老人クラブ連合会なのです。何か別の件でその人の勝手にやっていることに、人件費増はふさわしくないというような答弁であれば、それはちょっと違うのかなと。指定管理委託を受けているのは老人クラブ連合会なのです。そこは、要するに事務局長の3日間では足りず、いろんな業務があるからやっているとすれば、やっぱり人件費をふやさなければならないということではないでしょうか。

以上です。

国嶋課長

民生委員さんからの情報ということですが、まず先ほど言いましたように、在

宅でお亡くなりになられて死後何日かたった孤独死という扱いで亡くなられた方が発見された場合、市役所、福祉事務所のほうにすべて通報があるわけではございません。ですから、もし市のほうに通報があった場合、警察からの問い合わせがあった場合は、情報収集も含めて担当地区の民生委員さんに連絡するなりお話を伺うなりということはすることになると思います。

また、先ほどの障がい者の方の登録についてですが、まず整理していただきたいのが、市の臨時職員の応募としての市の臨時職員で登録。その登録された方は各課、臨時職員を雇用する場合には、その登録簿から臨時職員の方の持っている資格等を勘案して、面接等を実施して雇用するという流れです。障がい者の方については、そういったただ市に登録をするだけでは雇用は生まれないと判断しておりますので、障害担当としては、その障がい者の方、知的障害の方でもできる、身体障がい者の方でもできる、そういったのを各課に問い合わせて仕事がないかということで開拓をしております。そこでこういった業務ということがあれば、その業務についてハローワークで法律違反ではございません。障がい者枠ということで障がい者の就業相談を受けている方を通して募集をかけ、また新生園、更生園だけではなく、その他の社会福祉法人も含めて、こういったことを募集するのだけれども推薦していただきたいということで、声をかけて面接に来ていただくようにしております。総務課のほうで13人、12人と毎年枠は確保していただいておりますが、残念ながら私ども障害担当の力不足で庁内関係するところに適する業務を開拓し得ていないというのが現状でございます。

以上です。

庄野主査

子育て応援課、庄野です。

1点、訂正したいと思います。先ほど質問13番目の直営保育所の運営費について、合計で1億9,900万円と申し上げましたが、市役所内で保育所の事務を担当しております人件費を合わせますと、約2億1,200万円になりますので、よろしくをお願いします。

深村副主幹

中央老人福祉センターの指定管理におきます職員が、所定の定められた日数を超えてサービス残業的に勤務に当たっていると。これについては推定ではないのかと。老人クラブ連合会の業務もあるからということでの質問だったかと思えます。それで、そもそもあちらの中央老人福祉センターの施設につきましては、高齢者の方の活動拠点ということで、利用者の方がご高齢者ということでもありますことから、老人クラブ連合会に非公募により指定管理をさせていただいております。確かに、施設管理業務以外に市から出しております連合会に対する補助金ですとか、単位クラブに対する補助金ですとか、そういった細かな業務が実はいろいろとあるわけなのです。したがって、その業務を各単位クラブへつなげる、あるいは役員さんとの連絡調整を図る、こういった意味におきまして、市老連の業務というのは実は非常に大きな細かな作業も実はあるということを改めてご認識いただければと思います。そんな中ではありますけれども、我々も不定期ではありますけれども、市老連の役員さんとそれから事務局長さんを交えて、日々の運営管理あるいは市老連のその今後のあり方みたいなことにつきましても、幾度となく意見交換をさせていただいております。そんな中で、もし運営上の事務員さんのその報酬等についての意見、要望等があれば、それはお受けした中で今後考えていきたいなというふうには思っ

ております。

以上です。

清 水

10点目で再々を行いたいのですが、ちょっと聞き方を変えます。更生園、新生園で就労支援の結果、新たな就労に結びついた事例というのは、何年間でも結構です。何名ぐらいいるのか把握をしているのか伺いたいと思います。

それと、庁舎内でそういう業務を見つけられなかった、力不足だというふうに言われましたよ。だけれども、例えば更生園に行ったら、物すごいハードな仕事をもうスピーディーにやっているのですよ。ですから、しかもきちっとやっているのです。かなりの労働技量が、技能があるのです。あの方たちが市役所の中で2人、3人、やる業務が見つけれないというのは、ちょっと私不思議でならないのですけれども、更生園、新生園で働かれている方々は、現時点で本当に庁舎内で臨時職員として仕事される仕事がないというふうに、やはり今の時点でも認識されているのか、これも伺います。

国嶋課長

新年度からになります、更生園、新生園につきましての障害者自立支援法での就労形態の区分からいいますと、B型ということになります。B型というのは、一般就労を目指すランクからいえば、一番下になります。B型の上にはA型があり、A型の上には一般就労移行支援施設。ですから、障がい者の支援施設としての分類でも、B型から直接一般就労できるにこしたことはございませんが、そこまで至らないという方が継続して通所させる施設になっております。また、障害の程度、中身に応じて、例えば更生園で洗濯作業を毎日きちんとやっていたら。その方が市役所で雇用する場がないのかというお話でしたが、それを私ども市内、庁内で就労支援チームで探しております。ただ、洗濯の折り畳みの仕事が市役所庁舎内にあるわけではございません。身体なのか知的なのか含めて、その方のできる仕事を探しております。

以上です。

清 水

私は指定管理、この議案第34号にかかわっての質疑をしていますので、やはりこれまで就労に結びつくような活動がされてこなかったとすれば、それはやっぱり資格がないのです。定員が20名ですよ、それぞれね。それが4年も5年も10年もやっていて、就労に結びついていない、あるいは何に結びついたかも把握せずに、この議案第34号を私たち審議する上で、審議の資料としては不十分なのです。それで、これまで何人就労に結びついたかということ聞いたということです。

それとねB型、A型云々といいますけれども、余りにも機械的な把握で、B型の方といたって本当に、いや、それは今クリーニングやっていますよ。クリーニングしか仕事ないのだから。だけれども、いろんな仕事をやっていただこうとすれば、恐らくかなりの柔軟性でできるのです。何かそういうちょっと行政の進め方がかたいのではないかと思います。それはいいとして、議案第34号の審査のための就労に結びついたこれまでの把握、これだけ伺います。

国嶋課長

一般就労に結びついた方は1名昨年いらっしゃるといふふうには確認しております。ただ、福祉的施設の通所施設でございますので、直一般就労を目指す施設では先ほども言いましたようにございません。ですから、議案として提出しております管理代行負担金の支出に関して、一般社会福祉法人としての福祉事業をやっているところであります。また、道の監査等も受けている中で、福祉施設としての区分として一般就労に結びついていない、イコール施設の指定取り

消しにも至っておりません。ですから、それをもって管理代行負担を委託する施設には値しないというふうには考えておりません。

以上です。

委員長
井上

他に質疑ございますか。

1点、確認。75ページ、下から丸ポツ2番目、この身体障害者福祉センター云々にかかわる経費なのだけれども、これは例年から見て増額しているのかどうか確認をいたします。

国嶋課長

昨年度予算に比べましたら、きめ細やかな交付金でオイルタンクの清掃の事業費分が減っておりますので減になっております。ただ、通年の運営管理経費としてはほぼ変わっておりません。

以上です。

委員長
井上
委員長
堀

よろしいですか。

了解。

他に質疑ございますか。

それでは、何点が質問させていただきます。

まず、77ページの老人福祉センターの運営なのですが、これ年間通じて休館日をちょっと教えていただきたいと思います。

2点目、老人クラブの運営費補助金ですが、この100万5,000円の補助の内容について教えてください。

3番目に、敬老事業に要する経費、敬老事業実行委員会交付金のこの40万円ですが、どのような事業が展開されているのか、お聞きします。

次に、在宅ケア推進事業に要する経費の中の福祉除雪委託料ですが、当然福祉除雪の件については熟知しているのですが、今こういうケースが非常にふえていますので、そういうことを考えられているのかどうかということお聞きしますが、老人福祉除雪の場合は間口の分しか結局はねていただけないということなので、やっぱりどうしても自分高齢化して除雪がままならないと。それで何とか敷地の除雪もしっかりしたいのだけれども、業者に頼むと非常に高額だと。そういうようなことで、これを有償ボランティアみたいな形で何とか安価な除雪費でやっていただきたいと思いますという意見が結構あるものですから、そういうことに対する考えがありましたら、お示ください。

それと、85ページの住宅手当緊急特別措置事業がありますが、この事業の内容をお示ください。

以上です。

国嶋課長

5点目の住宅手当の内容ですが、これは平成21年度の10月に当時の雇いどめ、派遣切り等の問題があったときに、国で緊急的にできた措置でございます。内容としましては、ハローワークに登録して求職活動をしている間、原則6カ月間、その間、ご本人にかわって大家さんに家賃分を支援するという制度であります。その間、私どものほうに求職状況の報告等いただきながら、ある程度住宅手当の支給を少し安心しながら中で求職活動をしていただくと、そういう事業でございます。

22年度につきましては21世帯、23年度、現在継続中も含めて10世帯の支給をしております。もちろん入れかわりはございますが、24年度につきましても、継続してこの事業は行われるというふうに通知が来ておりますので、緊急特別措置事業ではございますが、24年度も予算措置をさせていただいております。

以上です。

須藤主査

介護福祉課の須藤です。

まず、中央老人福祉センターの休館日の関係ですけれども、日曜日、それと祝日とあとは年末年始にかかります12月31日から1月5日までの間となっております。

続きまして、敬老事業の中身ですが、敬老週間と言われます9月になりますけれども、民生委員さんと現在保健福祉部の職員がペアとなりまして、敬老祝い品、そして市長からのメッセージを贈呈しております。その中で贈呈するとともに、対象となる方の安否確認というか、元気ですかという声かけをしております。

以上です。

橋本主査

まず、老人クラブ運営費の単位補助金についてご説明申し上げます。

単位クラブに対する補助金は、1クラブ当たり基準額が2,700円で12カ月、31クラブございますので、予算としましては100万5,000円という形に計上させていただいています。

委員さんからご質問ありました、福祉除雪の有償ボランティアの形を検討されているかということの答えになりますが、こちらのほうの福祉除雪としましては、ご存じのとおり、間口1メートル幅でという形でしか今のところ対応させていただいておりません。ただ、ボランティアセンター等で屋根雪に関してですけれども、ボランティアの方にやっていただくとか、あと今はできるだけ安価なところをご紹介させていただいたりとか、そういうご利用者様とのかけ橋については、ご相談させていただいているというのが現状でございます。

以上です。

委員 長堀

答弁が終わりました。

この老人クラブの運営費補助金ですが、今の説明以外にクラブの人数によって、補助が違うのではないかというふうに認識していたのですが、その点がまず1点と、これ社協のほうだと思うのですが、単位町内会に金婚式の方がいたら知らせてくださいという案内が来るのですが、これは単位町内で金婚式を調べるというのは無理があるのです。1軒1軒聞いて回るといって、そういう時間もないというようなことで、これは何か改善されたほうがいいのか、協力してあげたいけれども無理があるということが、ここでは社協だと思いましたが、その辺どうなのかと思います。

それから、福祉除雪ですが、1メートル、これは当然だと思いますけれども、今回前年度から子育ての応援のほうで有償ボランティアでお子さんを見てあげるという制度もできましたけれども、そういうような感じで町内会とシルバー人材センターと、この辺で可能でないかなというふうに思うので、ぜひ検討していただきたいと要望しておきます。

以上です。

国嶋課長

金婚式の件でございますが、確かに社会福祉協議会でやっている事業でございます。結婚50年を経過した方が対象だということで、私どものほうで把握している限りは、町内会さん等については、ご自身からお申し出があった場合受けていただきたいというふうをお願いすると聞いております。町内会さん等のほうで、例えば回ったり調査をしてというふうをお願いしているとは聞いていなかったのですが、あくまでも広報と周知をしていただく中で、直接社会福祉協

議会さんのほうに申し込んでいただくと聞いております。

以上です。

橋本主査

先ほどの単位老人クラブに関しましては、単位老人クラブの方の会員数に関係なく1クラブ1カ月2,700円ということで計上させていただいています。北海道の補助単価が決まっております、そちらのほうを参考に計上しております。先ほどの会員数に応じた補助はないのかということになると思うのですが、市の連合会に対しましては、お1人当たり62円という単価をもちまして補助させていただいている状況であります。

以上でございます。

委員長
山口

他にございますか。

2点質疑します。

75ページ、新規の地域活動支援センター事業委託料、さっき国嶋さんの答弁の中にあつたのですが、地域で需要見込みというのはどうなのかということと、それから新規を認定するに至る条件、それと至るスケジュール、それから認定した後の支援、それから多分道の認定との絡みもあると思うのですが、その兼ね合いについて伺います。

それともう一つなのですが、資料請求になった部分は木下さん以外でも質疑していいですか。

委員長
山口

いいです。

緑寿園の収支予算なのですが、養護老人ホームのほうの24年の事務費が前年対比53.8%なのですが、通常考えられる数字ではないのですが、恐らく予算を積算するときに何か要因があつてやっていると思うのですが、5割増しに増額した要因をお願いします。

国嶋課長

地域活動支援センターの需要見込みということですが、先ほどお答えしましたように、市内に現在この活動をしているセンターがございません。その一部について砂川市のぼぼろさんに委託している現状でございます。ですから、需要という点に関しましては、私どものほうでは、市内にその選択肢がふえるということでは需要はあると見込んでおります。

また、この個別の需要につきましては、病院等に入院している方の相談支援を含めて通所につなげるという形ですので、現在何名の方が対象であるというふうには把握は、申しわけありませんがしておりません。支援の条件といたしましては、この地域活動支援センターについては、市交付税に算入ということになっております。ですから、地域活動支援センターに我々のほうで支援、委託料等を出す場合については、交付税に入っているとはいえ、一般財源すべてになります。ですから、これを支出するに当たっては、ある程度の実績見込み、活動内容、その団体の職員構成等を検討させていただいて決定することになるのかなと思っております。

額といたしましては、平成19年補助金時代の見本としましては、現在相談がある地域活動支援センター2型で基礎事業で600万円、機能強化事業で300万円、ただ、この金がすべて看板を上げたからすべて全額が行くというものではございません。中身については当然精査することになります。

スケジュールについてですが、現在相談を受けている事業者さんについては、その他日中一時支援等を先に取り組んで、その中で需要者の掘り起こしを行い、早ければ10月に開設をしたいというお話を伺っております。その中である程度

の実績の見込みが出せれば、我々も補正予算という対応に進めるのかなと思っています。

また、支援についてですが、従前、若草共同作業所、あれを地域活動支援センターとして選ぶのか、就労継続支援施設のB型として選ぶのかといったときには、施設規模通所者の数からB型を選んでおります。正直そのほうがセンターとして入る報酬としては多いことになります。今後の支援については、事業の展開を含めて、より安定して市民にとっての相談支援等の選択肢がふえるように支援はしてまいりたいと考えております。

認定につきましては、お話にありましたように、道に届け出をしての認定になります。その財政的支援としては交付税算入をしている地元市町村になりますが、例えば今の砂川のように、滝川の事業所に新十津川の方が通っている。その方の分については、新十津川町の負担を求めることになります。ですから、実際の活動、立ち上げのときには、周辺の市町村との調整も必要になると考えております。

以上です。

深村副主幹

養護老人ホームの管理代行負担金の内訳の中で、事務費が非常にふえていると、50%増しですね。これにつきましては、昨年度予算編成時点では、養護老人ホームの入所者の方が35人を切っておりまして、その後、平成23年度に入りましてから、先ほど入所9名、退所6名というお話も申し上げましたが、徐々に実はふえてきております。したがって、平成24年度の予算につきましては、40人で入所者数を見たところございまして、それによりまして、事務費のほうで5割増しになっている。

その事務費と事業費の区分けなのですけれども、実は社会福祉法人の会計基準からすると、なかなか明確に区分するのは困難な要素もございまして、その事業費と事務費の中で入り繰りも若干はあるのですが、施設に入所されている方にかかる費用ということでご理解いただければと思います。

以上です。

委員長
山口

答弁終わりました。

普通、入所者がふえて事務費がふえるというのはよくわからないのですけれども、事務費というのは対象の方の増減に関係なく大体固定費なのです。ですから、それ、入所者に伴ってふえる事務費というのはどういうものなのですか。

橋本主査

今の事務費の増額についてご説明差し上げます。

こちらのほうで事務費となっておりますが、先ほどの管理代行負担金の支出の際の説明にもございましたが、養護老人ホームの措置費と関連しております。その措置費は、1人当たり12万1,514円という形で事務費を算出し、人数によって事務費を出すような計算になっておりますので、このような形で増額となっております。

以上でございます。

委員長
副委員長

他にございますか。

3点ほど。

まず、73ページの社協の補助金1,691万5,000円になっています。この補助金以外に、この民生費の中で社協に支出しているという部分で明確に出ているものがあれば、事業名と金額を教えてください。

それと、77ページの敬老特別乗車証に要する経費、これ前年度より約200万円ぐ

らいアップしているのですけれども、この予算の算出時で結構ですけれども、対象になっている人員数を提示願いたいと思います。

その下の一つ飛んでこの虹のかけ橋公園の管理に要する経費ということで166万円、これの公園という名称になっているのですけれども、実態として利用者というか、そういうものを本当に把握しているのかと。それとこの166万円の内訳、またそしてこの代行者、だれがやっているのかとその辺をお聞きします。以上です。

国嶋課長

虹のかけ橋公園ですが、これは身体障害者福祉センターの裏側になります。管理代行は身体障害者福祉協会に頼んでおりまして、こちらの草刈り、冬囲い等は身体障害者福祉協会の会員の方にお問い合わせをすることになっております。利用者ということですが、一般の公園プラス夏場に見かけるのは保育所の方々ですとか、あとあそこに一部パークゴルフを狭いですがけれども仕切っておりますので、身障者の方のパークゴルフ教室等が行われているのを目にしております。その他一般的な利用者の方については、通常の公園と同じ使われ方をされていると思っております。

経費の内訳については、それぞれ身体障害者福祉協会さんのほうでやる人件費ですね、それプラス、あと電気等の実費になります。

以上です。

須藤主査

敬老特別乗車証に係ります対象者人数でありますけれども、平成23年につきましては5,936名、それに対しまして平成24年度の予算としましては6,190名で見込んでおります。

以上です。

国嶋課長

社会福祉協議会には、本一般会計に掲載している補助金以外、一般会計で出しているものはございません。先ほどの福祉除雪等の委託事業につきましては、介護特会のほうで出しております。

（「福祉除雪はいいのですが、補助金」の声あり）

国嶋課長

補助金を出しておりません。

副委員長

今、その社協の関係、補助金としては出していないというのはわかるのですけれども、この民生費の中から社協にかかわる経費、その介護含めた形で出ているものがあるのかという。今言ったように福祉除雪も委託で出していますよね。そういう関係をひっくるめた形で、社協に違う名称、変わった形でも出ているのかということをお聞きしています。

以上です。

国嶋課長

介護福祉にも確認いたしましたけれども、一般会計では福祉除雪の委託料だけでございます。

委員長

よろしいですか。

副委員長

はい。

委員長

他に質疑ございますか。

山本

ちょっと1点だけ、生活保護の関係なのですけれども、今生活保護の関係でいきますと、どこのまちでも、無年金の方が滝川市内にも結構いらっしゃると思います。多分、無年金の方でも財産を持っていいらっしゃる方は生活保護のご心配にならないでやっていけるのだらうと思います。例えば所得ある人の扶養になって大丈夫だと思うのですけれども、将来滝川市でこの無年金で財産を持っていいらっしゃる予備軍という方がいらっしゃると思うのですけれども、そ

これらの部分について市で把握されているのかいないのか、そこだけ1点お伺いをしたいと思います。把握されていないのならされていないでも結構ですが、多分将来的にそんな問題がどこの市町村でも出てくると思いますし、滝川市でも僕の聞いている範囲内でも、財産を食いつぶした後は公のお世話にならなければなどというお声も結構聞いておりますので、それを大体把握されているのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

薦田主査

保護担当主査、薦田です。

実は把握はできておりません。ただし、困窮されている方がおられれば、その都度相談に来ていただいて真摯にご相談を受けます。その中で適切に対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

山 本

ちょっとそれに関連するのですが、先ほど国民年金の今の市内での掛けしている人と掛けていない人の動向というのがわかったら教えていただきたいのですが。

菅原副主幹

市民課年金担当、菅原です。

回答する前に確認させてください。国民年金の加入者数ということでよろしいでしょうか。

山 本

当然加入の人の中のパーセントがわかればということで、その年次を。人数はいいです。パーセントだけで結構です。何割の人が払っていないということだけわかればいいです。

菅原副主幹

少しお待ちください。

お答えします。資料は古いのですが、22年度で滝川市において、俗に1号被保険者、この方の納付率は61.84%の方が納付されている。

委 員 長

もう一回言ってください。もう一回。60と言ったのですか、80と。

菅原副主幹

納付率ですね。22年度で滝川市における1号被保険者の納付率は61.84%。そういうお答えでよろしいでしょうか。

委 員 長

よろしいですか。

山 本

はい、結構です。

委 員 長

他に質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

質疑がないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

以上で、民生費関連議案第13号、第16号、第17号、第29号、第33号及び第34号の質疑を終結いたします。

ここで、入れかえのため、休憩をさせていただきます。11時40分再開ということでお願いをいたします。

休憩します。

休 憩 11 : 37

再 開 11 : 45

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

衛生費

委 員 長

衛生費の説明を求めます。保健福祉部長。

橘 部 長

(衛生費の保健福祉部所管の部分について説明する。)

委 員 長

市民生活部参事。

庄野参事
委員長

(衛生費の市民生活部所管の部分について説明する。)

説明が終わりました。

先ほど申しあげましたように、説明までといたしまして、これより休憩に入ります。

休 憩 11:53

再 開 13:00

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中に衛生費の説明は既に終了しておりますので、早速質疑に入りたいと思います。質疑ございますか。

木 下

私のほうからは、3件ほど質問したいと思います。

まず、91ページ、休日夜間急病センターの運営管理に要する経費3,595万9,000円の中で、医師報酬について伺います。医師の派遣元はどのようになっているのか、それと市内の開業医の方もいらっしゃるのかどうか、また1日の医師の報酬はどのくらいお上げしているのかをお聞きます。

あと、93ページ、他会計繰出金の中で病院事業会計7億6,172万3,000円のうち、旧国保診療所の分は幾らぐらい入っているのか。たしか平成14年に閉鎖したのですけれども、まだ残っているような気がするのですけれども、そのことについて伺いたいと思います。

あと、95ページ、し尿収集委託料、まだ滝川市内の中で農村浄化槽以外の中でくみ取りをしている家庭、どのくらいの戸数があるのか、わかれば江部乙と滝川に分けてお願いいたします。

以上です。

金野課長

健康づくり課長の金野です。よろしくお願いします。

質問の休日夜間急病センターの関係なのですが、医師の派遣は北大第2内科医局のほうから19人ということで派遣していただきます。それと、札幌市立急病医療医局、これは13人ということで予定をしているところであります。ちなみに23年度は北大が21人、札幌市立には10人という結果が出ています。

報酬のほうなのですが、土曜日につきましては、19時間ということで17万5,750円、時給9,250円です。日曜日、祭日につきましては、21万2,750円でこれは23時間ということであります。滝川市内の開業医については、ここでは勤めていません。

以上です。

山川副主幹

くらし支援課の山川でございます。

私のほうから、し尿くみ取りの対象世帯の数を回答させていただきます。江部乙地域におきましては518戸、それを除きますとほかの滝川地域につきましては865戸、合計で1,383戸でございます。これには浄化槽を初めまして仮設トイレの数も含めた数ではございません。

以上です。

高橋課長

財政課、高橋です。

市立病院繰出金の江部乙診療所欠損金についてでございますけれども、一般会計から繰り出すことにしていた部分については、平成15年度から計画的に繰り出しを行ってきているところで、今年度23年度で整理できるものです。24年度予算には、この欠損金の部分については繰出金の中に含まれておりません。以上でございます。

委員 長 木 下 答弁終わりました。
繰出金が含まれていないと今聞きましたけれども、もう旧江部乙診療所の分はないという考え方でいいのでしょうか。

高橋課長 当初繰り出すことにしていた部分については、すべて繰り出しを行っているということでございます。

委員 長 井 上 他に質疑ございますか。
93ページ、墓地の運営管理に要する経費の中で、北滝の川墓地の北側で民地と接しているところの排水溝が、この民地と接しているところの樹木、防風林ですが、ヒバの影響で排水溝が押されて壊れてきているのだけれども、その関係について地元との協議がなされていると思うのですが、どのような形で処理をしようとしているのかお伺いをします。

山川副主幹 ただいまの滝の川墓地北側のヒバの関係でございますけれども、ご指摘のとおり、ヒバの北側の農業用水の排水溝、かなり傷んでいる状況にございます。それで、年度的にははっきりはしていないのですが、土地改良区のほうで24年、25年度に排水溝の修復工事が予定されているというふうに聞いてございます。これらの経費につきましては、すべて工事の中で見ていただけるということで、私も墓地を担当している部分からの負担はなく、農業基盤の関係の中で賄っていただけるというふうに、今のところお話をしている状況でございます。済みません。長さについてはちょっと今把握してございません。申しわけございません。

委員 長 井 上 答弁終わりました。
了解。

委員 長 堀 他に質疑ございますか。
2点お聞きします。
91ページのがん検診についてちょっとお聞きしますが、がん検診の受診率というか、これは過去数年行われていると思いますので、その推移ともう一つは目標値があると思うのですが、その目標値とそれに近づけるための努力はどんなふうにされているのかというのが、1点です。
もう一点、95ページの分別収集に要する経費の中で、指定ごみ袋作成委託料というのがございますが、これの内容についてちょっと詳しくもう少し教えていただきたいと思います。この2点です。

織田主幹 健康づくり課主幹の織田でございます。
がん検診は今方法としては、一般のがん検診とクーポン券を無料で配っているがん検診と2通りで受診率を別々に出しておりますが、それぞれの回答ということよろしいでしょうか。

堀 よろしいです。

織田主幹 それで、普通のがん検診に関しては、時々皆さんのほうから質問があるのですが、対象数というのがきちんと把握できないということで、一応国の目安として計算式がありまして、それで対象数を出したがん検診ごとの受診率で見ますと、胃がんの検診においては、全体で8.2%、それと大腸がんに関しては8.5%、男女別ではなくてこれ全体になります。肺がん検診においては9.2%、子宮がん検診においては19.1%、乳がん検診においては21.7%ということで、各検診ごとかかなり差があります。女性の特有のがん検診のクーポン券を配ったのと、あと23年度、大腸がんの無料クーポンを配った件に関しては、昨年度、クーポン

を配って子宮がん検診は34.8%の受診率、乳がんは32.7%です。今年度まだ年度途中で2月までの集計は出ているのですが、少し下がっていきまして、子宮がんが20%やや切っている状況、乳がんも20%切っている状況になります。

目標なのですが、今がん対策基本法という中で一応50%受診率を目指しております。ただ、なかなかこれは国も自治体等もこの受診率には到底達しないというのが現状であります。先ほど言いました対象数の数え方も、今年度から少し変えるということで、高齢者の部分を少し除きながら、対象数の把握の仕方を変えていきながら、一般の受診数の目標を40%にしていくという方向が今出ているところです。それに伴って滝川市のほうも40%ということで目標は掲げたいのですが、現状先ほど言いましたように、10%をやや切っている、中には女性に関しては20%超えている部分もあるのですが、かなり低い状況です。これを今無料クーポンという中で受診率を上げたり、あとは勧奨ということで前年度受けて受けない人にはまた勧奨するとか、あと国保の特定健診の未受診者等にご案内するときには、個別にがん検診も含めて勧奨するというところで、かなり個別の勧奨を進めているところでありますが、やはり受診率の伸びということとは、各自治体とも同じように悩んでいるところでございます。

今後ともことしも特定がん検診ということで予算計上していますクーポン券で、できるだけ35%から40%の受診率を目指すことと、あと過去に受けた人は継続すること、あとは新しく対象者になった方にできるだけ積極的に個別で勧奨していきたいというような形で考えております。

以上です。

山川副主幹

指定ごみ袋の作成委託料についてお答えさせていただきます。

生ごみにつきましては12リッターが7万枚でございます。金額も申し上げたほうがよろしいでしょうか。

堀

はい、お願いします。

山川副主幹

生ごみの12リッターが7万枚で47万8,485円、6リッターが16万5,000枚、79万1,753円、3リッター、63万枚、285万7,680円。次に可燃ごみの袋でございます。40リッター、44万5,000枚、516万3,113円、20リッター、50万5,000枚、410万9,438円。次に不燃ごみでございます。20リッター、5万枚、42万円、10リッター、3万枚、19万4,355円。次に資源ごみ関係でございます。瓶、2万5,000枚、21万円、缶、40リッターの袋でございますが、4万枚、46万4,100円、ペットボトル、5万枚、66万975円。あとボランティア袋でございますが、これは5,000枚で5万8,013円で積算をしてございます。

以上です。

委員長

答弁終わりました。よろしいですか。

他に質疑ありますか。

山口

95ページ、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金ですが、連合の記事が新聞に出ていたのですけれども、5億円を歌志内が当てたのですけれども、新聞のほうでは瓦れきの引きかえを前提にしているかどうかわからないような記事内容だったのですけれども、その真偽で、特別交付税を滝川市も構成市町村としてもらえることになったのですが、例えば歌志内が5億円もらったので瓦れきを受け入れますということになると、特別交付税をもらった構成団体も同じように瓦れきを受け入れるという可能性があるのではないかと思いますのですが、その辺に対する考え方をお聞かせください。

今回、新聞記事にもなっておりますが、滝川市でもこの後、最終日になるかと思えますけれども、補正予算の対応で特別交付税の対応が出てまいります。滝川市にも交付税が入ってまいります、その内容は、循環型社会形成推進交付金という形で中・北広域連合の施設整備は進められておりますが、その交付金ではございませんで、その裏負担になる部分になるということになります、当初、連合が起債で対応しようとしていた部分、その部分に対して今回特別交付税という対応がなされたわけでございます。その償還分が滝川に特別交付税で対応するわけでございまして、中・北広域連合では起債の対応はなくなります。その分、滝川に入ってまいります特別交付税をそのまま負担金として納めるもので、何か新たな余裕ができるというようなものではございません。それについての瓦れきの処理ということになります、特別交付税が措置されたことによって何か条件的なものがあるかということでございますが、今の段階で情報が入ってきているものとしては、そういう条件がついているというようなものではございません。

ただ、経過だけをちょっと申し上げますが、中・北広域連合の交付金が満度なかなか充当されないというような状態が去年の要望の段階でございました。その関係で中・北広域連合初め構成市町が要望活動を行っております。その際に、国のほうから第3次補正、震災の復興の中の枠として交付金の支出があるよということがございました。その際に広域連合のほうで確認をさせていただいているのは、瓦れきの受け入れを検討することが条件なのかということの内容がございましたけれども、それを中・北広域連合としても確認しております。そのときでは国からは必ずしも受け入れをしなければならないというものではないですよという確認の上で、交付金の申請を行った経緯がございます。今回3月の初めになりますが、振興局のほうから調査がございまして、交付税が該当になるようだという話でございました。12日の日に正式に交付税の決定が来たということでございます。

この瓦れきの処理に関しては、これからの検討の課題ということで広域連合ともお話をさせていただいております。24年度の12月ないしは1月ぐらいに試運転が開始をされると思えますけれども、基本的には25年の4月にこの施設が稼働してまいります。ここの処理能力というのは1日85トンになりますので、今エコバレーで処理をしているのが1日当たり約65トンということになりますので、その差20トンということにはなりますが、フルパワーで中・北広域連合が処理を行ったとしても20トン、フルパワーをずっと続けるということはありませんので、せいぜい1日当たり5トンとか、そういうぐらいのレベルになるのかなと思います。いずれにしても、これは今後、稼働した後どれぐらいの余力があるのか、あるいは受け入れの瓦れきというか、震災の廃棄物がどのようなものなのか、あるいは地元、歌志内市になりますが、そういうところとの調整もしなくてはならない問題でございますので、受け入れについては今後連合の中で協議されるものというふうに聞いております。

以上です。

他に質疑ございますか。

1点。93ページの環境衛生費、使用済食用油燃料化推進事業ということで254万円、さっきの説明では暖房用ボイラーで使用するということなのですが、従前車の燃料でその精製も今やっているのかなと思うのですが、その1点。

なおかつ、この廃油の部分で民間もやっているというのはご存じだと思うのですが、その辺で行政もやらなければだめな事業なのかという理解、その辺の考え方について質問いたします。

橋本主査

くらし支援課、橋本でございます。

まず1点、従来自動車燃料として使っていた部分でございますが、今回、平成23年度におきまして道の北海道の「一村一炭素おとし」事業というのを活用いたしまして、中央児童センターに廃油を燃やせる専用のボイラーを設置したところでございます。それに大部分を向けていくというようなことで、自動車燃料ですと、最初の油の入ってくるときの異物の混入状況ですとか、そういったものがかなりシビアなことになりますので、ボイラー燃料のほうがより使いやすいというようなこともございまして、公用車1台については自動車燃料続けていく予定でございますが、それ以外については大部分暖房のボイラーの燃料として活用していきたいというふうに考えております。

それで、あと民間事業者さんとの競合というか、その辺の関係でございますが、滝川市として今これ活用しようとしているのは、学校給食で調理で使った油と一般市民の方々の家庭から出てくる一般廃棄物の範疇の廃食油と、あとは民間事業者さんのほうで飲食店とかでそういった引き取りがどうしてもされない、お困りの飲食店ですとか、事業者さんについては市で引き受けますというようなに分けています。そういったことでこの事業をやってまいりたいと考えております。

以上です。

委員長

答弁終わりました。いいですか。

他にございますか。

清水

まず、89ページからですが、中段の予防費で、ことしが10年ぶりのインフルエンザ流行ということを受けて、新年度どのように改善するのか、今年度の予防接種の効果の評価や改善点について伺います。

2点目は、自己負担額と接種をするしないの関係をどのように把握されているかお願いします。

次、93ページで、墓地の運営管理ですが、数年前に4丁目墓地の10から20カ所ぐらいだと思うのですが、地盤の変化で傾斜をしているということで、墓地の修復を所有者がしたという経過があるのですが、その後の状況について伺いをしておきます。来年度どのように対応されるのかと。

次、環境に優しいまちづくりということで、太陽光発電導入支援補助制度の内容について、補助率、補助額上限、対象は個人、事業所もか、手続、これは簡単で結構です。また、その取りつける業者、地元要件はどのようにするのか、スケジュール、いつごろから実施がされるのかと。

5点目は、同様にこの制度を導入されるに当たり、太陽光発電以外の太陽熱利用というのがありますが、これはどのように検討され、今年度予算に反映されていけばされていると、その内容について伺いますし、されなかったらということであれば、今後どのように扱うかと。

6点目は、太陽エネルギー以外の木質ペレットストーブや風力、さまざまありますが、これらについての補助制度は検討したかと。発電に限らず、節エネルギーというのですか、そういうことにかかわってということです。

95ページ、じん芥収集処理については、まず一番上のじん芥の収集処理に要す

る経費について、積算のかかなりの部分が人件費と思うのですが、人件費の積算根拠について伺います。

また、通告に書いていないですけれども、去年の4月から、3月か、おとしかもしれません、3社から2社に減っているのですね。やはり何かの影響で1社ができなくなると、そのときの影響は多大なので、3社程度の参入が望ましいなというように思うのですが、そのあたりの考え方を伺いたいと思います。次に、ことしは特にということで、冬の道路が狭いときの課題というか、改善、こういうことを新年度改善したいというような形でお伺いしたいと思います。次に、ごみ袋の販売で何回か聞いているのですが、1袋で売っていないところがまだあるのですよね。言えば売ってくれるというのなら、そういう表示をすればいいのですが、そもそもの1袋売りはしないというシステムの事業所があれば、何カ所ぐらいか把握している状況を伺います。

この中で節のどっかに入っていると思うのですが、ごみ処理の市民負担の見直しについての大きくスケジュールとそれに係る予算をどのように組まれているかと。

95ページのその中段、資源回収等委託料、これは恐らくペットボトル、資源組合の関係だと思いますが、454万4,000円の積算根拠、ペットの重量掛ける幾らというような形だとは思っているのですが、お伺いします

12点目は、受託している資源組合は、現在ペットボトル、新聞、段ボール回収をしておりますが、小さな業者も大小さまざまですけれども、能力としてまだあるのか、余力等について伺います。

また、余り利益とかを考えると、なかなか合わない事業かなと。半ばボランティア的な委託費なのかなとも思うのですが、組合のほうから要望を受けていればお伺いします。

資源回収奨励金については、実施団体がふえていけば望ましいのですが、来年度の実施団体の増はあるのかと。

14点目は、ごみ最終処分場の残余年数と水質管理については、ここでは名目は管理等委託料の中に入るかな。年に何点、何回ということでお伺いします。

以上です。

織田主幹

感染症予防のインフルエンザの件で回答いたします。

インフルエンザの流行に関しては、ことしは特に大々的に流行しているという状況ではございません。基本的にはこの時期かなり流行はするのですが、例年どおりの流行ということと、ことしは少し流行の時期が遅まっていることと、今も学校、学級閉鎖とかしているのですが、ちょっと長引いている。警報のレベルからまだ脱していないのですが、少し長引いた状況にあるのですが、今年度が特に極端な流行というのがなく、21年度新型インフルエンザがはやったときの流行に比べると、例年並みの流行というような形でとらえております。

予防接種に関しては、予防接種法で今現在市が助成しているのは65歳以上の高齢者のみということになりますので、接種率としては65歳以上しかわからないのですが、今回報道等でも言われているように、ことしの型は流行の型には合っていない部分はあるかもしれないというようなことはあるのですが、予防接種の効果、評価ということに関しては国レベルのことで、こちらのほうでもそれが予防接種として効果があったのかどうかというのは、お答えはできないのですが、少し新型インフルエンザと同じ型のものを打っていますが、今回は少

し型が5年前に流行したような型のものが流行しているのではないかというような報道もされている状況です。

あと、2点目の自己負担額と接種との関係なのですが、先ほどお話ししましたように、65歳以上が予防接種法で決められた中でやっていて、65歳以上に関しては自己負担半額なのですが、約50%の方が受けています。64歳以下の方の接種率に関しては、把握ができていないのですが、かなり乳幼児に関しては接種をしているという率としては出せないのですが、状況になっております。なので、自己負担額あるなしと接種率との関係という、やはり経済的なものを考えると、自己負担額がかかると接種率が落ちるということは考えられますが、高齢者に限っては特に変化はございません。

以上です。

山川副主幹

4丁目の滝の川墓地の傾斜関係についてお答えさせていただきたいと思います。当時、対象となる墓地の区画数では13カ所というふうに私ども認識をしてございます。そのうち、既に他の区画のほうに移転して建て直しをしたものにつきましては、平成22年で3カ所、平成23年、本年度ですけれども、1カ所で計4カ所が移転改築をしてございます。

24年度の予算につきましては、一応2カ所分ということで予算措置をしていただいておりますが、これにつきましては、その箇所数が上回った場合には、予備費で対応させていただくということで財政当局のほうと協議をしてございます。

以上です。

橋本主査

太陽光発電の補助制度につきましてご説明申し上げます。

まず、滝川市の補助制度につきましては、経済産業省が出す国の補助制度と基本的な制度設計は同一ということで、上乗せを想定しております。国の補助をまずは申請をしていただいて、その要件を満たしていれば記述要件はその審査結果を使うことによって、滝川市のほうの審査のかかる日数ですとか、そういったものの短縮が図れると。当然国のほうが例えばメーカーの機種選定ですとか、その補助をするのに適当な機種の選定についての情報は持っていますので、そういったものを活用すると。

補助率につきましては、平成23年度、1キロワット当たり4.8万円という単価が出ておりますが、平成24年度の単価については経産省にきのう問い合わせたところ、来週中に出るというようなことですので、その発表を待って滝川市としてもそれに合わせた額としていきたいと。上限額については、国のほうは10キロワットまでつけられるということで、すなわち今の4.8万円の単価でいきますと48万円まで出るのですが、滝川市の場合は20万円を上限と考えております。そのことによって、総額200万円ですから、10件を最低でも補助できる枠を確保したいというふうに考えております。

そして、国の補助金と基本的な同一の設計なのですが、滝川市補助金ですから、滝川市地域のためですとか、滝川市民のためになる補助金としての付加要件を考えておりまして、これは当然滝川市民であられることと、設置するときに滝川市民になる見込みであることと、滞納がないことと、あと滝川市内に当然設置していただくことと、あとは設置後、発電量のデータについては滝川市に2年間そのデータを提供していただく。それを今後設置を検討されている方の検討材料として使っていただくために、市としては

公表させていただくというようなことも考えております。

そして、相手方の業者さん、発注先の業者さんにつきましては、一応地域の経済活性化という観点も入れまして、市内に事業活動の拠点を有する事業者さんに限らせていただくと。ですから、本店、支店、営業所等を市内に持っている事業者さんと。他市の事例では全くこれをフリーにしていたりとか、逆に本店を有する事業者さんとか、そういった限定をかけているところもございますが、滝川市ではそのようなことで考えております。

それと事業者さんのほうも対象になるかというご質問ですが、市の補助金では個人、滝川市民個人に限らせていただくということで考えております。

あと、住宅につきましては、国の補助金では借家でもよいということになってはいますけれども、滝川市の補助金ではみずからが所有して、みずから居住する住宅であることというような要件を考えております。

今後手続や、詳しい内容につきましては、議決をいただいて、それを待ちまして、ホームページや説明会を開催して、詳細についてはなるべく早い段階から皆様に周知をしていきたいというふうに考えております。一応4月からの申請受け付け、国の補助金の申し込みが終わってというか、そちらでの受理決定通知を受けてからということで、4月よりちょっとおくれるかと、実際の受け付けは後になるかと思うのですけれども、4月から基本的に受け付けを開始していきたいというふうに考えております。

あと、太陽光発電以外の、例えば太陽熱利用はどうかと。太陽光発電と太陽熱利用、また全く別物でございます。これは今回太陽光発電のみを考えております。

補助の対象としては、今国が太陽光発電を進めているということでございますので、相乗的に効果を上げられるという観点から、滝川市としてもひとまずこういった一般家庭の補助としては太陽光発電を軸に考えてまいりたいと。それ以外のエネルギーにつきましては、補助の形がいいのか、もっと事業展開、個別の事業展開によつての普及がいいのか、そういったことを庁内の検討会議を持ちまして、今後、積極的に検討してまいりたいというふうに考えています。以上でございます。

運上主査

くらし支援課、運上です。

私のほうから、先ほどご質問ありましたじん芥収集処理関係の部分についてご説明をさせていただきます。

まず、人件費の積算は何に基づいているかというような趣旨の内容でございますけれども、その点につきましては、従前滝川市が直営で収集作業を行っていた時代の単価を参考値にしながら、この間、人件費の動きを見ながら調整を図りながら人件費の積算をしておりますが、全体の収集経費の中の割合における人件費の部分は、おおむね8割程度という形になってございます。そのほかは燃料費、それから車両の維持費、それから車に対する保険料、こういったものが中に入っております。

それから次に、冬の道路が狭いときのじん芥収集の問題点ということでございますが、今年度実際にあった部分といたしましては、昨年のクリスマスの日に大変大雪が降った翌日の月曜日の収集が、やはり一部影響が出たということで、この場合車がすれ違う際に支障が若干出たということで、収集業者からは伺っております。この場合、どうしても前の車が通り過ぎるのを待っての収集とい

う形で、収集車両1台は通過できるわけですが、相手の車両に影響を与えてしまったということで、収集時間がおくれたという実態がございます。ただ、全く通れない場所というのは、実際に袋地等が市内二、三カ所まだ残っているの、入っていけない場所については近接の住民とご相談をしながら、これまでも行ってきたという背景がございますが、全く通れないというような状況については今のところ伺っているのはその程度でございます。

続いて、ごみ袋の販売で1袋1枚売りをしない事業者は何カ所あるかということでございますが、現在ごみ袋の販売店は70カ所ございますが、そのうち48カ所が1枚売りも行っている事業所でございます。したがって、22事業所についてはごみ袋の1枚売りをしていないというようなことでございます。これらについては、契約上が1枚売りという形になっていないという背景もございますので、これは検討も必要なのかなというふうに考えているところでございます。

それから、資源回収の関係でございますが、先ほど454万4,000円の根拠ということで伺いました。これにつきましては、この数年間、3年間の平成20年から22年、3カ年の資源ごみの収集量、これから平均値をとりまして、年間の数量を出して単価を掛けての積算をしております。具体的に申し上げますと、空き瓶では16万キロ、単価は5円ということです。それから、スチール缶については6万7,000キロ、単価も同じく5円でございます。あと、ペットボトルが9万5,000キロで、これについては25円、あと古紙については53万7,000キロということで、キロ当たり1円という単価で積算をしております。いずれも3カ年の平均値をとって端数処理をしているということでございます。これに合わせて分別指導が伴ってくるということもございますので、分別指導の分の手当ということで資源組合に16万円の指導手当を含めてございます。

それから、受託している再生資源組合、こちらに受け入れ能力がまだ余力があるかどうかということでございますが、実際に今この資源組合で登録している方で稼働していただいている方は6事業者いらっしゃいます。ただし、この事業者の方々につきましては、大変高齢な方が中心でございます、実際に若手の作業員が入っているという事業者は把握している範囲では1事業者でございます。こうした状況から、大きな車両を持っているのはそのうち4事業者ということもございます。ただ、作業員が非常に少ないということもありますので、なかなかこれをふやしていけるという余力は現状としては厳しいものというふうにお伺いをしているところでございます。

それから、資源回収奨励金についてでございます。これにつきましては、現在、今219登録をいただいて、昨年2つ学校等でふえてございます。学校の部活動の関係でふえてございます。しかしながら、実際のところ、この実施、1年間でこの中で稼働している団体につきましては、170から180の間で現在は推移をしております。こういう状況でございます、余り大きくはふえておりませんが、近年では町内会も高齢化によってこの町内会としての活動での集団資源回収を取りやめるというような事例も出てきている現状でございます。

私からの説明は以上でございます。

伊藤主査

くらし支援課の伊藤です。

ごみ最終処分場について残余年数及び水質管理という形のご質問がありましたので、お答え申し上げます。

残余年数につきましては、平成18年に残余調査を行いまして、その数字をもとに今まで入ってきた部分を差し引きまして、今後入ってくる部分を見込みましたところ、平成31年まで対応可能という形で私どもは考えております。

次に、水質管理につきましては、現在毎月調査を行っているのですが、調査項目としましては、大腸菌類及び浮遊物の質量等、6点の項目について毎月調査を行いまして、年1回有害物の、例えばカドミウムとか砒素とか、そういう形の有害物質の部分につきましては36点の調査、年1回行っております。また、ダイオキシン類の調査についても年1回調査を行っております。

以上でございます。

庄野参事

ごみ処理手数料の市民負担の関係でございます。今後のスケジュール、それから予算はというご質問でございますけれども、代表質問の中でも市長が答弁させていただいている中身でございますが、予定としては25年の4月ということのを改定のスケジュールと、まずはさせていただいております。2月の29日に廃棄物減量等推進審議会のほうから答申をいただいております。これをもとに改定の原案づくりに今着手しているところでございまして、できれば5月ぐらいまでに理事者協議、それから中空知衛生施設組合とも広域処理をしている関係もございまして、構成市町さんともその辺の協議をさせていただきたいというふうに思っています。それらの協議の上で固まった内容について、また議会のほうにもご説明、ご提案申し上げたいというふうに思っております。

運上主査

先ほど1点説明が漏れたのがありましたので、改めて説明をさせていただきます。

先ほどじん芥収集の関係で3社から2社に昨年1事業者が廃業した関係から減ったということで、3社程度の確保が必要なのではないかというご質問をいただいたと思います。この点につきましては、現在いわゆるパッカー車と言われるごみを収集する車両を持っている事業者につきましては、現存契約をいただいているハヤシ環境さん、そしてソラチ環境さんのみが一般廃棄物の収集運搬の専用車両、パッカー車を持ち合わせているということでございまして、市が所有している車両については4台現状あるわけでございますが、現在はそれを貸与しながら、それぞれの事業者さんが別途車両を所有して行っているという状況でございます。この車両は非常に高いということもございまして、現状では新たな事業者をまた探すということについては、また持ち合わせている企業があるかということは現在承知はしておりませんので、現状はこれらをちょっと判断をしながらということになってこようかと思っておりますし、一般廃棄物の収集運搬の強化については、現在全般を取り扱いを持ち合わせている事業者というのが数限られているということもございまして、これらも含めての判断をしてまいりたいというふうに思います。

また、先ほど庄野参事から説明のあったごみ処理の市民負担についてのスケジュールの部分については、先ほど説明ありましたが、これに伴う予算の関係でございますが、一部だけ予算計上をしているのは、この中でもし料金改定が行われましたら、新しいガイドブックを作成しなければいけないということで、これは市民への全戸配布を想定してございます。この場合の予算を257万1,975円ということで予算を計上してございます。

以上でございます。

委員長

答弁が終わりました。

清 水

まず、墓地の1件当たりの助成額は幾らかということが1件目。

2件目は、じん芥収集の人件費積算根拠は直営時代の単価をもとにということなのですが、何人工ということで割り返していけば、時間単価が出てくるのですけれども、時間単価でお伺いをしたいと思います。

それと、市民負担増については、ちょっと私は意外だと思ったのは、5月というともう二月しかないのです。ただ、答申の中身というのは、まずもっと分別収集をするもの、レアアースまで収集品目に加える提言だとか、もちろん容器リサイクルについてはもっとふやすとかというふうになると、その2カ月でやれるようなというのは、その資源の分別をふやすということは、その場所だとかさまざまなことがかかわってくるわけで、2カ月というのは、何かもう値段だけで走りそうな雰囲気もある、そういうふうに受け取ったのですけれども、分別収集の品目の大幅増とか、そういったことについてを見込んでいるのか。それと、今回のやっぱり料金値上げというのは、全道でも最も高いレベルに、当時有料化したときは伊達に次いで2番目の有料化でしたから、またもや道内トップを走るのかということもあり、市民説明においては、当時は恐らく数百カ所でやったのですよね。もう町内会単位よりもっと狭くやるぐらいの範囲でやっていましたから、少なくとも7小学校区とか連合町内会区だとか、そんなことであれば全然足りないというふうに思いますが、説明会の持ち方について伺います。

以上です。

庄野参事

短い期間ということでございますけれども、新たな分別で例えば雑紙という部分がございます。今さまざまな古紙類を回収してございますけれども、その中に容器包装ですとか、雑紙類を特別な仕組みをつくることなく、皆さんに呼びかけていくということは可能ではないかなというふうに考えておりますので、改定と合わせてということよりも、できるような状況になれば、市民の皆さんに呼びかけていきたいというふうに考えております。

それから、レアメタルというか、小型電気家電、これも収集の業者というものも全道で今ふえつつございます。そういう回収の体制にのっていききたいというふうに思っておりますし、白色トレイ類も、今実際に各スーパーマーケットさんではそういう取り組みもされておりますので、そこを積極的にPRをしていくと、そういうような方法もあるのではないかなと。いずれにしても、がちがちにして何かをやるということではなくて、できるものをできるところから進めていきたいというふうに考えていきます。

それから、説明会の開催でございますけれども、前回110数カ所できめ細かくやっているという状況がございます。その際の分別収集の方法、それらの指導から始まってという形の説明会でございましたので、きめ細かくやったという形をとってございますけれども、今回の場合は料金改定という形で、できる限り学校区あるいは連合町内会単位というような形での説明会というようなことで今は考えております。

運上主査

先ほどじん芥収集の人件費の単価の部分について再度ご質問いただきましたが、時間単価での積算はしてございません。あくまでも収集作業員につきましては、年間を通じての雇用ということを想定してございますので、1人当たり23万円程度の人件費を見込んでございます。

また、収集車両1車当たり6台程度の資源ごみのほうは別でございしますが、燃

山川副主幹

やせるごみ、燃えないごみの部分については6台の稼働ということで見込んでございます。ただ、実際には6台以上稼働している日が結構ございまして、使用しているそれぞれの事業者の方の所有者で対応されているということでございますから、実際の作業員はまだいるというのが実情でございます。

墓地傾斜の移転に伴う費用負担の金額でございますけれども、基本的には墓地の移転に係る費用の3分の1、ただし上限が10万円ということで助成をさせていただいている次第です。ただ、この中には含まれない形ですけれども、ほかに墓地区画を用意してそちらに移っていただいているわけですけれども、その区画については使用料という形ではいただいております。

以上です。

清 水

1点お伺いします。

市民負担の見直しについてですけれども、説明会がせいぜい10カ所、12カ所程度だということをお聞きしましたが、今のご答弁で、今度は分別とかについては余り変わらないのだと。料金80円が幾らになるという説明だけなのだよという、私は非常に配慮が足りないなというふうに受け取ったのです。というのは、今一方で雑紙だとか、レアメタルのことを言われましたよね。レアメタルの分別なんていったら、これはすごい難しいですよ。ただ、レアメタルが入っているものといったら、冷蔵庫だってレアメタルが入っているのだから、冷蔵庫の一部分壊して持ってくる人だっているかもしれないし、そんなことしたらだめなわけで、だからやはり料金の大幅改定の……、1円か2円ふやすぐらいだったら私はそれでよしとしますよ。80円を81円にしますのでご協力くださいと。しかし、恐らくそういうことではないので、しかも分別もかなり複雑なものになると。容器包装を分けるというのは、これ至難のわざです。新聞紙、ペットボトル、これはかなり私は簡単なほうだと思います。容器包装といったら、いろんなものがありますから、そういう点で言うと、やはり100数十カ所での仕切り直しというのですか、ごみ分別これからもっとやるよというそういう姿勢が、今回、当然分別の種類がふえれば、その家庭のごみ処理負担、袋の負担は減るわけですから、そこは熱心にやっていただいて、ごみを減らすという、そういう取り組みにすべきではないでしょうかと思いますが、お考えを伺います。

委員長

清水委員、意見については討論をお願いします。答えられる範囲で答えがあれば、どうぞ。

庄野参事

まず、レアメタルということでの収集という形ではないので、小型電子家電というような区分けになっていくと思いますので、これは冷蔵庫というようなことではございませんし、また冷蔵庫については別に料金を払っての収集というようなことが義務づけられておりますので、新しくなった部分については、もちろん説明をさせていただきますけれども、小型電子家電と、例えば電子カメラとか携帯電話とか、もちろん収集もされているところもございまして、そういうものを集めるということでございます。

あと、現在考えている分別の収集ということですが、中空知衛生施設組合を通しての処理としていますので、できる範囲、できない範囲というのが当然決まってまいります。新たな施設整備を行うというようなところまで協議がされておられません。その中でまず取り組んでいける分別からやっていければというふうに思っております。

清 水

終わります。

委 員 長

他に質疑ございませんか。

(なしの声あり)

委 員 長

委員長において、質疑の留保はなしと確認させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

以上で、衛生費の質疑を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回については、3月19日月曜日午後1時からここで会議を開かせていただきます。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散 会 14:01